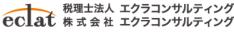
No.0147/2018/5/7



Tel. 03-6866-8800 Fax. 03-6866-8801 URL. http://www.eclat-c.com/

税制改正④個人所得課税の所得控除等

所得税・個人住民税の見直し

2018 年度税制改正で所得税増税が決まりました。850 万円超と所得が高く、主に子どもや介護が必要な人がいない会社員が、増税になります。ただし実施は2020年1月です。

今回の所得税改革は、働き方の多様化に対応するためとされます。会社員などに適用する給与所得控除を減らして、フリーランスの人でもだれもが使える基礎控除を増やします。ただし、所得が2,400万円を超える高所得者は基礎控除を3段階で減ります。基礎控除は所得2,400万円超~2,450万円以下は32万円、2,450万円超~2,500万円以下は16万円、2,500万円超はゼロになります。

各種控除の見直しの要点

- ① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
- 給与所得控除・公的年金等控除の控除額の引下げ(10 万円)及び基礎控除の控除額の引上げ (10 万円)

② 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- 給与所得控除の控除額の上限の引下げ(給与収入 850 万円超は一律 195 万円(23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等には負担増が生じないよう措置))(下の表を参照)
- 公的年金等控除の控除額の上限設定(公的年金等収入 1,000 万円超は一律 195.5 万円)及び公的年金等以外の合計所得金額が 1,000 万円超の場合の控除額の引下げ
- 基礎控除の見直し(控除額について、合計所得金額 2,400 万円超で逓減開始、2,500 万円超で 消失)

(参考) 改正後の給与所得控除額

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 |
|--------------------|-------------------|
| 162.5 万円以下 | 55 万円 |
| 162.5 万円超 180 万円以下 | その収入金額×40%-10 万円 |
| 180 万円超 360 万円以下 | その収入金額×30%+8 万円 |
| 360 万円超 660 万円以下 | その収入金額×20%+44 万円 |
| 660 万円超 850 万円以下 | その収入金額×10%+110 万円 |
| 850 万円超 | 195 万円 |

2020年分以後の所得税及び2021年以降の個人住民税について適用されます。